

6 . 有料老人ホーム設置運営指導指針に対する適合性

有料老人ホーム設置運営指導要綱に関する手続き			
船橋市長の意見書	昭和	63年	7月 7日
船橋市（千葉県）に対する事前協議終了日	昭和	63年	12月 19日
船橋市長（千葉県）に対する設置届提出日	平成	2年	7月 31日
有料老人ホーム設置運営指導指針に対する適合			
適用する設置運営指導指針（下記のいずれかに「○」印を記入			
平成24年 6月 1日施行の船橋市設置運営指導指針			
平成24年 4月 1日施行の船橋市設置運営指導指針			
平成20年 4月 1日施行の千葉県設置運営指導指針			
平成20年 4月 1日施行の千葉県設置運営指導指針の特例措置			
平成18年 6月20日施行の千葉県設置運営指導指針			
平成18年 6月20日施行の千葉県設置運営指導指針の特例措置			
平成14年12月 2日施行の千葉県設置運営指導指針			
平成14年12月 2日施行の千葉県設置運営指導指針の特例措置			
平成13年 3月 1日施行の千葉県設置運営指導指針			
平成13年 3月 1日施行の千葉県設置運営指導指針施行前の設置施設			○
設置運営指導指針における適合の可否			
個室の整備	適合	<input type="checkbox"/> 不適合	一般居室：適合 介護居室：不適合（多床室有り）
廊下幅	適合	<input type="checkbox"/> 不適合	不適合（1.6m）
居室面積	適合	<input type="checkbox"/> 不適合	不適合（最少9.2㎡/一人）
必要な諸室	<input checked="" type="checkbox"/> 適合	不適合	
フロア諸機能	<input checked="" type="checkbox"/> 適合	不適合	
スプリンクラー設備	<input checked="" type="checkbox"/> 適合	不適合	
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 適合	不適合	
上記不適合に対する対応について			
<p>【介護居室に指針不適合部分有り】</p> <p>当施設では平成2年7月開設であり、開設当時の基準には適合していましたが、上記施行指針における不適合部分は中長期的な施設改修計画の中で対応していく予定であります。</p>			